プレスリリース

平成19年３月27日
経　　営　　局
水　　産　　庁

平成19年（2007年）能登半島地震による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）

既往貸付金の償還猶予等について、下記のとおり依頼しましたので、お知らせします。

記

件　　名	**平成19年（2007年）能登半島地震による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）**
発　出　者	経営局経営政策課長、水産庁水産経営課長
発　出　先	農林漁業金融公庫、農林中央金庫、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、北陸農政局（県は農政局経由）
発出年月日	平成19年３月27日
内　容　等	平成19年（2007年）能登半島地震による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に対して依頼するもの

問い合わせ先
経営局経営政策課（災害金融班）
代表：０３－３５０２－８１１１
内線：（４１８８）、（４１８９）
直通：０３－３５８０－６８６０
担当：宮澤、飯村
報道発表資料ＵＲＬ
http://www.maff.go.jp/www/press/press.html

水産庁水産経営課（金融第１班）
代表：０３－３５０２－８１１１
内線：（７０８９）
直通：０３－３５０１－３８４６
担当：西崎、黒田
水産庁からの記者発表資料ＵＲＬ
http://www.jfa.maff.go.jp/release/index.html

１８水漁第２９６２号
平成１９年３月２７日

全国漁業協同組合連合会
代表理事会長　植村　正治　殿

水産庁漁政部水産経営課長

平成１９年(2007年)能登半島地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格段の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、このたびの能登半島地震により、漁業施設等に被害が発生しており、被害を受けた農林漁業者等においては、漁業経営等に必要な資金に支障を来すことが懸念されているところであります。

つきましては、今次災害による農林漁業者等の被害の実情、経営への影響等を十分御理解の上、被災地における貴傘下融資機関において被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られますよう特段の御配慮をお願いいたします。